第３版（令和５年１月改定）

ペット
防災手帳

＜防災でのキーワード＞

自助	共助	公助
自分とペットの身は 自分で守ること	近隣住民や 飼い主同士の助け合い、 広域の助け合い、 他の組織を交えた助け合い	行政機関など による支援

朝 霞 市

朝 霞 市
ペット防災手帳

ペットの情報

全身の写真
（できれば模様やしっぽの形など特徴がわかるもの）

メ モ

ペットの情報

顔のアップの写真
（飼い主と一緒に写っているもの）

メ　モ

ペットの情報

名前	性別　オス　・　メス
種類	毛色
不妊去勢　済　・　未	生年月日
マイクロチップ番号	
エサ（種類、回数など）	散歩（回数、時間など）
排泄　□決められた場所でできる　□散歩中に排泄する □その他（　　）	
性格	犬鑑札番号

飼い主の情報

氏名（ふりがな）	自宅電話 携帯電話
住所	
非常時の連絡先（飼い主以外の預け先など）	

お薬の記録

薬名	年月日	備考

病歷		
病名	年月日	備考（症状など）

朝霞市の避難所　―ペットの同行避難のきまりごと―

〇原則として、ペットの避難は屋外となります。雨天等悪天候に備え屋内スペースも用意します。ただし、屋内スペースで受け入れ可能なペットは、飼育ケージ、キャリー、カゴなどに入っている小型のペットとなります。

〇避難所では、飼い主とペットは同じ場所で一緒に生活することは出来ません(車中を除く)。ペットは決められたスペースで、ペットのみとなります。

〇避難所にはペット用の食料や備品はありません。
5ページの「ペット用の避難用品や備蓄品の確保」を参考に、いざ、というときのために備えましょう。

※朝霞市ホームページの「朝霞市指定避難場所一覧」→もご参照ください。

飼い主の皆さんへ

1. 災害でペットを守ることが出来るのは飼い主だけです。自分が無事でないとペットは守れません。
2. 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になります。
3. 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意して、ペットとともに避難しましょう。

万が一の災害時に備え、ペットがケージに慣れていると飼い主もペットも落ち着いて避難ができます。
また、避難所でのペットへの理解は、日ごろの飼い方で大きく左右される場合があります。
ふん尿の始末をはじめ、ペットの飼い方で、周りに迷惑をかけないよう飼い主は常に心がけましょう！！

【情報収集】

朝霞市では、防災や市政に関する最新情報を、メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等で配信しています。ただし、ホームページは災害発生時につながりにくくなりますので、事前にメール配信サービスにご登録ください。

※朝霞市ホームページの「メール配信サービス」→をご参照ください。

【災害時の連絡方法】

公衆電話は、災害発生時でも通信制限が行われず、通常の電話や携帯電話よりもつながりやすくなっています。携帯電話の充電が切れても連絡できるよう、手帳などに家族や友人の番号も記録しておきましょう。
また、公衆電話の場所も事前に確認しておきましょう。

NTT災害用伝言ダイヤル(171)

登録

「171」をダイヤルして音声案内に従って「録音」を選択し、「伝言を残す電話番号」を入力します。(録音は暗証番号の設定も可能)

確認

「171」をダイヤルして音声案内に従って「再生」を選択し、「伝言を確認したい電話番号」を入力します。

平常時に飼い主が行うべき対策

1.住まいや飼養場所の防災対策

□家具やケージの固定、転倒防止、落下防止
□屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確保
（外壁やガラス窓の近くを避ける）
□ケージなどペットの避難場所(隠れ場所)の確保

2.ペットのしつけと健康管理

〔犬の場合〕

□「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけをする
□不必要に吠えないようにしつける
□狂犬病予防接種(義務)を接種する
□シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ

〔猫の場合〕

□できる限り室内で飼養する
（放し飼いの場合、災害時に行方不明になることが多い）

〔犬・猫共通〕

□ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
□不妊去勢処置を行う
□人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく
□決められた場所で排泄ができるようにする
□各種ワクチンを接種する
□ノミ・ダニや犬フィラリアなどの寄生虫を予防、駆除する

ペット用の避難用品や備蓄品の確保

優先順位1 動物の健康や命に係わるもの

□療法食、薬　□ペットシーツ　□食器
□ペットフード、水（少なくとも5日分〔できれば7日分以上〕）
□キャリーバッグやケージ
（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
□予備の首輪や、リード（伸びないもの）
□排泄物の処理用具
□トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済み猫砂の一部）

優先順位2 情報

□飼い主の連絡先と、ペットに関した飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
□ペットの写真
（印刷物と共に携帯電話などに画像を保存することも有効）
□ワクチン接種状況、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位3 ペット用品

□タオル、ブラシ
□ウェットタオルや清浄綿
（目や耳の掃除など多用途に使用可能）
□ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能）
□猫の場合は洗濯ネットなど（屋外診療・保護の際に有用）
□ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能）
□お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品

ワクチン接種状況

ワクチンの種類	接種年月日	接種した病院

災害発生時に飼い主が行うべき行動

1.ペットと同行避難する際の準備例

□同行避難するペットは、ケージやキャリーバッグ等に入れる猫の場合は、キャリーバッグ等の扉が開いて逸走しないようにガムテープ等で固定するとよい
□犬の場合、リード（伸縮リード不可）を付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認の上、ケージ等に入れる
□避難用品を持って避難する

2.避難中のペットの飼養環境の確保

〔避難所での飼養〕
□各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話する
□飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要

〔自宅で飼養する〕
□自宅の安全確認を確実に行う

〔車の中で飼養する〕
□ペットだけを車中に残すときは、車内の温度を常に注意し、十分な飲み水を用意しておく
□長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる（安全の確認とエコノミークラス症候群には十分注意）

〔知人や施設などに預ける〕
□被害がおよぶ可能性が低い遠方の知人等に預けることも検討しておく
□施設に預ける場合は、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないよう、覚書などを取り交わすようにする

ペットが行方不明にならないための対策　～所有者明示～

□はぐれたペットが飼い主の元に戻れるよう、首輪と迷子札等、身元表示をする
（猫の場合は首輪のひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよいと言われるが、これを利用する場合はマイクロチップの装着を強く推奨する）

【マイクロチップ】
□マイクロチップを挿入した際は必ず、指定登録機関に飼い主情報や動物情報を登録する

※令和4年6月から、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、ブリーダーやペットショップ等は、犬や猫を販売する前にマイクロチップを装着・登録することが義務付けられた。ブリーダーやペットショップ等から犬や猫を購入した飼い主は、所有者の変更登録が義務付けられている。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更する。
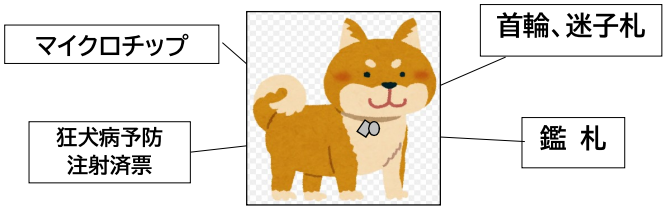
【犬の場合は鑑札、狂犬病予防注射済票】
□飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、年1回の狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている